

# 飯田山岳会遭難対策マニュアル

---

【改訂 2 版】

2016/07/23

## 目次

- 【1】 はじめに .....
  - 1) 飯田山岳会遭難対策規定との関係
  - 2) 遭難対策に対する考え方
  - 3) 登山計画書について
- 【2】 遭難対策行動指針 .....
  - 1) パーティーから連絡の場合
  - 2) 警察、山小屋、他パーティー等から連絡の場合
  - 3) 下山予定日を過ぎた場合
- 【3】 遭難対策初期対応 .....
  - 1) 事故当事者の対応
  - 2) 通報第一受理者の対応
  - 3) 会員の招集
- 【4】 遭難対策本部の行動詳細 .....
  - 1) 対策本部の設置
  - 2) 役割分担
  - 3) 家族への連絡
  - 4) 警察、山岳連盟への連絡
  - 5) 保険会社への連絡
  - 6) 対策費用の準備
  - 7) 捜索救助隊の組織
  - 8) 現地対策本部の設置
- 【5】 他パーティーの遭難に遭遇した、または救助救援要請を受けた時の対応 ...
  - 1) 自パーティーの安全確保
  - 2) 状況把握
  - 3) 判断
  - 4) 事故連絡
- 【6】 事後処理 .....
  - 1) 事故報告会の開催
  - 2) 関係各所へのお礼
  - 3) 事故報告書の作成
  - 4) 遭難対策本部の解散
- 【7】 通信機器 .....
  - 1) 携帯電話
  - 2) デジタル簡易無線機
  - 3) アマチュア無線

### 添付資料

- ・遭難対策フローチャート
- ・会員連絡網

## 【1】 はじめに

### 1) 飯田山岳会遭難対策規定との関係

・この遭難対策マニュアルは飯田山岳会会則の飯田山岳会遭難対策規定(※添付)を基本にしてその具体的な行動規範を示すものであり、飯田山岳会会員が山岳遭難、事故を発生した時、迅速かつ確かな搜索救助活動を行うことを目的にしている。

・このマニュアルは2012年7月19日の飯田山岳会例会において承認された。

### 2) 遭難対策に対する心構え

・会員はいかなる山行においても遭難事故を未然に防ぐことが重要かつ必然であり、日頃から遭難防止のための登山技術の向上、救助活動に対する意識向上に努めること。

・登山の際には安全登山に十分配慮し、慎重な行動を心がけること。

### 3) 登山計画書について

・飯田山岳会会員はすべての山行において登山計画書(※添付)を提出しなければならない。(※飯田山岳会遭難対策規定)

・積雪期、バリエーションルート、岩登り、沢登りを含む山行および1泊以上の登山計画書は例会に提出し、例会の承認を受ける。

・上記以外の登山計画書は原則として山行の2日前までに留守本部、正副会長、正副委員長に書面またはメールで提出し、留守本部および会長(不在の場合は副会長、正副委員長)が確認し、受け取った旨返信する。

・突発的に日帰りまたは飯田下伊那近辺へ行く場合でも計画書(またはそれに準ずるもの)を作成し、出発までに留守本部、会長、副会長、委員長に文書または携帯メール等で連絡しておく。

・留守本部が携帯メールで連絡を受けた時は、速やかに受け取った旨返信する。

・登山計画書は登山口に提出する場所がある場合は登山口でも提出する。

・計画変更(ルート変更、下山時間遅れ等)がある場合、速やかに留守本部宛に連絡する。(電話または携帯メール)

・下山したら速やかに留守本部および四役宛に下山連絡をする。(電話または携帯メール)

・飯田山岳会会員以外の人と行く場合は、計画書にメンバー情報は必ずしも載せなくてよいが「他何名」などと記載する。

・会員以外の事故は山岳会では責任を負わないことを確認すること。

## 【2】 遭難対策行動指針

### 1) 遭難の定義

#### a. 『遭難』

悪天候やルート判断ミスなどにより行方不明となった場合、また、メンバーの怪我・病気による死亡や負傷で山行メンバーの全員あるいは一部に生命に危険がある場合等で、パーティー単独での行動が困難であり、山行パーティーおよび、山岳会単位での救援活動では対応が出来ない状態をここでは『遭難』と定義する。

#### b. 『障害』

山行パーティー独自での行動は困難であるが生命に危険が及ぶ状況ではなく、山岳会単位での救援または現地応援で対応できるものをここでは『障害』と定義する。

※現地応援→現地で山行パーティー以外(山小屋、他パーティー等)の応援

c. 『予定変更』

何らかの状況が発生し予定されていたルート等を変更するとき、ここでは『予定変更』と定義する。

2) 遭難対策本部の設置条件

山行パーティーに上記の『遭難』または『障害』が発生し下記の項目の状態になったときに遭難対策本部を設置する。

(『予定変更』の場合はこの対象にならない)

- a. 山行パーティーから緊急連絡を受け、捜索救援活動を要請された時。
- b. 所轄警察、山小屋、他パーティーなどから『遭難』、『障害』を知らされた時。
- c. 最終下山予定時刻を過ぎても山行パーティーから下山連絡がない時。
- d. 家族からの要請があった時。

3) 最終下山予定時刻を過ぎた時の対応

- a. 下山予定日(予備日を含む)の午後8時までに下山連絡がない場合は、事故発生の可能性が高いため留守本部になっている者はただちに会長(または副会長、委員長)に連絡するとともに、その家族、及び会員全員に状況連絡とともに出動準備待機命令を出し翌日に備える。
- b. 下山予定日翌日の午前12時までに連絡がない場合は山岳会事務所に遭難対策本部を設置し、全会員を非常招集する。

また山行メンバー家族にも遭難対策本部を設置した旨連絡し、今後の活動について一任を了承して頂く。

家族に連絡が入った場合は速やかに対策本部に連絡して頂くように依頼する。

長山協遭難対策部、伊那支部支部長に連絡を入れる。

現地の情報収集に努め対策本部体制と救助出動体制を整える。

- c. 下山予定日翌日の午後4時までに下山連絡がない場合は遭難発生とみなし、警察及び長山協に連絡し、本格的な遭難救助活動を開始する。

### 【3】 遭難対策初期対応

1) 事故当事者の対応

- ・何より冷静に対応する。焦りは禁物である。
- ・そしてまず負傷者、パーティーの安全確保をする。
- ・パーティーのみで対応可能か、救援が必要かを判断する。
- ・パーティーのみで対応可能の場合でも留守本部に連絡し、状況を説明する。
- ・救援が必要な場合、留守本部、警察への連絡、または伝令、他パーティーへの依頼
- ・その場合、状況の冷静な判断、連絡、行動を心がける。伝令等の場合はメモで行う。
- ・留守本部にすぐ連絡が取れない場合は時間がかかることを考えて態勢を整える

2) 通報第一受理者の対応

通報第一受理者は下記のことを聞きとる。(必ずメモをとる)

- ・事故発生日時
- ・事故発生の状況(場所、事故内容)

- ・ 事故者の状況（怪我、意識・精神の状況、その処置等具体的に）
- ・ 他メンバーの状況
- ・ 自力下山の可能性、警察への連絡有無、リーダーの判断
- ・ 現地の気象状況
- ・ 燃料、装備、食糧の残量の確認
- ・ 無線、携帯電話などの連絡手段の確認（次回の連絡時間、方法）

### 3) 会員の招集

通報第一受理者はただちに会員を招集する。

- ・ 第一報を簡略にメモにまとめる。
- ・ 会長（または副会長、正副委員長）に連絡する。
- ・ その後会員連絡網（※添付資料）に従い会員を非常招集する。

## 【4】遭難対策本部の行動詳細

### 1) 遭難対策本部の設置

- ・ 通報第一受理者より連絡を受けた会長はただちに遭難対策本部の設置を宣言する。
- ・ 本部長は会長がこれに当たる。
- ・ 不在の場合は副会長、委員長、事務局または会員のなかの適任者が代行する。
- ・ 本部を山岳会事務所に置く。
- ・ 現地対策本部が必要な場合、現地本部長を任命するとともに場所の決定をする。

### 2) 役割分担

下記の役割分担を行う。

- ・ 対策本部長：活動全体を把握し、警察、現地本部との連絡、全体の統括指揮。
- ・ 連絡係：本部長を補佐し、交通機関、宿泊施設等との手配、連絡を受け持つ。  
可能であれば現地警察に連絡係を置く。
- ・ 記録係：すべての出来事を記録する。  
(電話のやり取り、人員の出入り、状況の変化)
- ・ 搜索救助隊：状況により搜索救助隊を組織する。
- ・ 装備係：搜索、救助に必要な装備を準備する。けが人搬送に使用した装備（シート、シユラフカバー、ロープ等）は補償の対象となる場合がある。  
一般的な登山装備のほかに搬送用装備、通信機器（予備電池）、医薬品、記録具（ノート、カメラ）などが必要になる。
- ・ 食料係：本部要員、搜索救助隊の食料を調達する。
- ・ 会計：金銭の動きを管理する。（交通費、食糧費、装備費、人件費等）  
すべてのものに領収書をもらう。もらえないものはメモで残す（内容、日時、担当者）。
- ・ 保険係：遭難対策保険会社との連絡、手続きをする。
- ・ いずれの係も補助メンバーを置く事が出来る。
- ・ 各係の情報は速やかに本部へ連絡し、情報の共有化をはかる。

### 3) 家族への連絡

- ・ 原則として本部長が行う。

- ・ 家族の心情を鑑み、現状を丁寧に説明する。
  - ・ 本人の怪我の状態、生死などは状況が判明、確認できるまで言わない。
  - ・ 遭難対策本部の住所、電話番号、責任者氏名を知らせておく。
  - ・ 新しい情報が入ったら遅滞なく連絡する。
  - ・ 家族が対策本部、現地または現地本部に行くことを希望する場合はこれを妨げない。
- 4) 警察、長山協への連絡
- ・ 山岳会単独での対応、救出が無理と判断した場合は速やかに警察および長山協に連絡する。
  - ・ 遭難パーティーまたは対策本部どちらが連絡するのは状況により判断する。
  - ・ 登山計画書および遭難の状況、遭難対策本部の状態を説明する。
  - ・ 警察により遭難救助隊が組織された場合、警察窓口を確認しておく。
- 5) 保険会社への連絡
- ・ 保険係を通じて保険会社に連絡する。
  - ・ 登山計画書および事故の詳細がわかる資料を用意しておく。
- 6) 遭難対策費用の準備
- ・ 最終的には遭難対策積立金から支出する。
  - ・ 当面の資金は山岳会会計の中から支出する。
  - ・ 至急の場合は会員の中から借用し、後日精算する。
- 7) 捜索救助隊の組織
- ・ 捜索救助隊選定は遭難対策本部長が行い選定されたメンバーに協力を要請する。
  - ・ 捜索救助隊メンバーは活動の山域、難易度、季節、天候などにより、必要とされる技量、体力、経験を考慮して編成する。
  - ・ 捜索救助隊は必ず複数で行動し単独行動は厳に慎む。
  - ・ 捜索救助隊の行動は遭難対策本部、または警察の指示に従うこと。
  - ・ 捜索範囲は捜索救助隊にとって無理のない地形、条件の範囲にとどめる。
  - ・ 通信機器（携帯電話、無線機）は必ず携行し、十分な予備電池も用意する。
  - ・ 行動詳細は常に対策本部、および警察に連絡し、その通信内容は必ず記録する。
  - ・ 行動中は捜索救助隊の安全を第一とし、二重遭難をおこしてはならない。
- 8) 現地対策本部の設置
- ・ 必要な場合、現地に対策本部を設置する。
  - ・ 遭難現場近くのできれば民宿が望ましい（ホテル、旅館よりも）。
  - ・ 現地対策本部としての状況、人の出入りが激しい事等をよく説明し、理解していただくこと。
  - ・ 終わればきれいに片づけをして十分謝意を表しておく。

## 【5】他パーティーの遭難に遭遇した、または救助救援要請を受けた時の対応

- 1) 自パーティーの安全確保
- ・ 救助救援活動において自パーティーの安全が十分に確保されること。
  - ・ 装備、食糧、行動の予定変更において無理なく対応できること。

・どのような場合でも無理な行動はしない。

## 2) 状況把握

・救助救援要請であることをはっきり確認する。

・事故の状況、遭難パーティーの内容を把握する。(メモを取る)

(山岳会名、リーダー名、遭難者名、保険加入の有無、非常時連絡先、発生時刻、事故状況、怪我の有無)

## 3) 判断

・自パーティーのみでは救助救援できない場合、あくまで事故第一報であることを相手に確認してもらう。

・救助活動または救援活動が可能とリーダーが判断すれば、全力を挙げて協力する。

・そのような場合でも当然無理な行動、対応はしない。

## 4) 事故連絡

・事故の内容を遭難パーティーの留守本部または警察に連絡する。

・自パーティーの留守本部に連絡し、救助救援活動することを知らせる。(→『予定変更』)

・遭難パーティーの留守本部または警察と連絡がつき救助隊での救助活動が始まった段階でリーダーが問題ないと判断すれば自パーティーの救助救援活動を終了する。

・自パーティーの留守本部には可能なかぎり途中経過を報告し、活動が終了すれば遅滞なくこれを報告する。

## 5) 留守本部、山岳会の対応

・一報を受けた留守本部はただちに会長、副会長、正副委員長に連絡し、待機状態をとる。

・留守本部は救助救援活動が困難または長時間に及ぶと判断した場合はリーダーに活動の中止を勧告できる。

## 【6】 事後処理

### 1) 事故報告会の開催

・遭難事故を起こしたパーティーおよび当事者、捜索救助活動従事者、山岳会員を招集して事故報告会を開催する。

・事故発生の経緯、その後のパーティーの対応、捜索救助活動の事実関係を整理する。

・原因究明、反省事項をまとめる。

・捜索救出活動に費やした必要経費、当事者あるいは家族・親族の負担すべき費用、保険請求で賄える経費等を分類し清算処理を行う。

### 2) 関係各所へのお礼

・世話になった地元警察、遭難救助隊、地元山岳会、山中で世話になった他のパーティー、現地対策本部の諸施設等の人々などにお礼のあいさつをする。

### 3) 報告書の作成

・事故及び捜索救出活動について、事故の経緯、捜索救助活動、反省事項などをまとめて事故報告書を作成する。

・報告書は山岳会員、長山協、家族に配布する。

### 4) 遭難対策本部の解散

- ・報告書の配布により遭難対策本部は解散するが、事故を十分反省し 2 度とこのような事故を起こさないように、山岳会会員全員が安全意識を持って行動することが大切だといえる。

## 【7】 通信機器

### 1) 携帯電話

山岳地域における携帯電話の使用について注意点を述べる

- ・電波は直線的に飛ぶため電波の陰になる沢筋等では使用できない。
- ・尾根上でもわずかな位置の違いにより通話できない時があるので場所を移動して探す。
- ・山岳地域から緊急 110 番する場合、その地域を管轄する警察署直接の方が話が通じやすい。
- ・電波が圏外を示している時、電池の消耗を考えて電源を切っておくか電波 OFF モード(機内モード)にしておくこと。(圏外では携帯電話が頻繁に電波を出して中継局を探すため)
- ・GPS 機能(アプリ)は電池消耗が早いので使用には注意すること。
- ・電池は極端に低温に弱いため(特に冬山)、携帯を冷やさない凍らせないこと。
- ・予備電池を準備しておく。

### 2) デジタル簡易無線機

- ・デジタル簡易無線機と呼ばれ出力が 1W のものと 5W のものが市販されている。これらは通信距離も 4~5Km(5W 機)にのび、山岳での使用に十分耐えることができる。
- ・無線従事者免許(国家資格)は不要であるが、簡単な無線機の登録は必要。
- ・使用形態としては携帯電話の電波が届かない地域での相互通信(またはグループ通信)に向いている。
- ・遭難救助要請通信としては通常一般人が聞いていることは少ない(秘話通信になっている)ため不向きである。

### 3) アマチュア無線

- ・アマチュア無線は非常通信が認められている。
- ・アマチュア無線の呼び出し周波数(145.00MHz、433.00MHz)では聞いている人がいるため、見通しの良い場所からならアマチュア無線家にキャッチされる確率が高い。
- ・アマチュア無線を行うにはアマチュア無線従事者免許(国家資格)が必要である。免許には 4 級から 1 級までであるが一般には入門用の 4 級をとれば十分である。